

磐田市へUターン就職した方の 奨学金返済を 支援します!!



磐田市イメージ
キャラクター
じっぺり
©磐田市

磐田市Uターン促進奨学金返済支援補助金のご案内

補助額

交付対象経費の1/2以内

年間最大12万円

※千円未満の端数は切り捨て

対象期間

磐田市に転入後、
就労開始年度の翌年度から

最大5年間

交付対象経費

申請年度の前年度の1年間で、就労期間中に返済した奨学金の額

※繰上げ返済分、滞納繰越分は含みません

■対象となる奨学金

- ① 日本学生支援機構 第一種奨学金
- ② 日本学生支援機構 第二種奨学金の元金相当
- ③ その他市長が認める奨学金の元金相当

■対象者

(右記条件をすべて満たす人)



- ① 高等学校卒業時に磐田市内に居住し、大学進学のため県外に転出した方
- ② 就労のために磐田市内に転入し、住民登録があり、就労している方
- ③ 大学在学中に対象となる奨学金の貸与を受け、卒業後にその返済をしている方
- ④ 申請年度の前年度以前に就労し、奨学金の返済を開始した方
- ⑤ 初回の申請年度末において満30歳以下の方
- ⑥ 市税等を滞納していない方
- ⑦ 奨学金の返済に対する助成を他から受けていない方

補助金の申請から交付までの流れ



※受給要件を満たす場合は、最大5年間補助金の交付を受けることができます。
 その場合であっても、**補助金の申請は、毎年度提出する必要**があります。
 ※提出書類等は、磐田市ホームページをご確認ください。



交付期間の例

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
令和元年度 就労開始の場合	補助対象:1年目	補助対象:2年目	補助対象:3年目	補助対象:4年目	補助対象:5年目	
	補助金交付期間					
	令和元年度に返済した額が対象	令和2年度に返済した額が対象	令和3年度に返済した額が対象	令和4年度に返済した額が対象	令和5年度に返済した額が対象	
令和2年度 就労開始の場合		補助対象:1年目	補助対象:2年目	補助対象:3年目	補助対象:4年目	補助対象:5年目
		補助金交付期間				
	令和2年度に返済した額が対象	令和3年度に返済した額が対象	令和4年度に返済した額が対象	令和5年度に返済した額が対象	令和6年度に返済した額が対象	

よくある質問

Q 高等学校卒業後、住民票を異動せず静岡県外の大学に進学した場合(下宿)は対象になるの?	A 居住地が確認できる書類(アパートの契約書の写し等)があれば対象とします
Q 短大、専門学校、大学院は対象になるの?	A 対象は4年制(医学・薬学は6年制)大学のみです
Q 静岡県内の大学に進学し、下宿していた場合は対象になるの?	A 静岡県内の大学は対象となりません
Q 静岡県外の大学に通学していた場合は対象になるの?	A 通学の場合は対象となりません
Q 磐田市の事業所に就労しないと対象にならないの?	A 磐田市に転入後、居住し、就労していれば、就労先は磐田市内でなくても対象になります
Q 既にUターン就職しているが、対象になるの?	A 交付を受けることができる期間は、磐田市内に転入後、就労開始年度の翌年度から5年間であれば対象になります
Q 非正規雇用でも対象になるの?	A 就労証明書等、就労を確認できる書類があれば対象となります
Q 現在就労していないが対象になるの?	A 就労が受給要件となります
Q 就労後、転勤や転職により市外に転出した場合はどうなるの?	A 転出した時点で対象となりません
Q 市役所に行かないと申請できないの?	A 郵送でも申請できます 郵送の場合は、連絡のつきやすい電話番号をご記入下さい

お問合せ先 磐田市役所 企画部秘書政策課
 〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1
 TEL.0538-37-4805 FAX.0538-36-8954
 E-mail/kikaku@city.iwata.lg.jp



ひっぺい
 ©磐田市